議案第５２号

西宮市教育委員会の所管に属する一般職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則制定の件

西宮市教育委員会の所管に属する一般職員等の給与に関する規則（昭和３６年度西宮市教育委員会規則第４号）の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和２年２月５日提出

西宮市教育委員会
教育長　重　松　司　郎

西宮市教育委員会規則第　　号

西宮市教育委員会の所管に属する一般職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則

西宮市教育委員会の所管に属する一般職員等の給与に関する規則（昭和３６年度西宮市教育委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。

別表第２を次のように改める。

別表第２（第４条関係）

特別支援教育調整額の定額表

教育職給料表（１）適用者の定額

職務の級	定額
１級	９，０００円。ただし、１号給７，２００円、２号給７，２６７円、３号給７，３３５円、４号給７，４０２円、５号給７，４７４円、６号給７，５６０円、７号給７，６４１円、８号給７，７２２円、９号給７，７９８円、１０号給７，８９３円、１１号給７，９８３円、１２号給８，０７３円、１３号給８，１５８円、１４号給８，２５７円、１５号給８，３５６円、１６号給８，４５５円、１７号給８，５５４円、１８号給８，６７１円、１９号給８，７８４円、２０号給８，８９６円

2級	１１，１００円。ただし、１号給７，９０２円、２号給７，９９６円、３号給８，０９１円、４号給８，１９０円、５号給８，２８０円、６号給８，３７９円、７号給８，４７８円、８号給８，５７７円、９号給８，６８０円、１０号給８，８０６円、１１号給８，９２８円、１２号給９，０４９円、１３号給９，１８０円、１４号給９，２５６円、１５号給９，３２８円、１６号給９，４０５円、１７号給９，４８６円、１８号給９，５５８円、１９号給９，６３４円、２０号給９，７０６円、２１号給９，７８７円、２２号給９，８７３円、２３号給９，９５８円、２４号給１０，０４４円、２５号給１０，１１１円、２６号給１０，２０１円、２７号給１０，２９１円、２８号給１０，３８１円、２９号給１０，４６２円、３０号給１０，５８４円、３１号給１０，７０５円、３２号給１０，８２７円、３３号給１０，９４４円、３４号給１１，０７０円

付　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

(参考)

○提案理由

令和元年度給与改定に伴い、特別支援教育調整額の金額を改正するため。

新旧対照表（西宮市教育委員会の所管に属する一般職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則）

※ゴシック文字は改正部分を示す。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>現　行</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>別表第２（第４条関係）
特別支援教育調整額の定額表
教育職給料表（１）適用者の定額
<table>
<tr><th>職務の級</th><th>定額</th></tr>
<tr><td>１級</td><td>９，０００円。ただし、１号給７，２００円、２号給７，２６７円、３号給７，３３５円、４号給７，４０２円、５号給７，４７４円、６号給７，５６０円、７号給７，６４１円、８号給７，７２２円、９号給７，７９８円、１０号給７，８９３円、１１号給７，９８３円、１２号給８，０７３円、１３号給８，１５８円、１４号給８，２５７円、１５号給８，３５６円、１６号給８，４５５円、１７号給８，５５４円、１８号給８，６７１円、１９号給８，７８４円、２０号給８，８９６円</td></tr>
<tr><td>２級</td><td>１１，１００円。ただし、１号給７，９０２円、２号給７，９９６円、３号給８，０９１円、４号給８，１９０円、５号給８，２８０円、６号給８，３７９円、７号給８，４７８円、８号給８，５７７円、９号給８，６８０円、１０号給８，８０６円、１１号給８，</td></tr>
</table>
</td>
<td>別表第２（第４条関係）
特別支援教育調整額の定額表
教育職給料表（１）適用者の定額
<table>
<tr><th>職務の級</th><th>定額</th></tr>
<tr><td>１級</td><td>９，０００円。ただし、１号給７，１０５円、２号給７，１７３円、３号給７，２４０円、４号給７，３０８円、５号給７，３８４円、６号給７，４７０円、７号給７，５５１円、８号給７，６３２円、９号給７，７１３円、１０号給７，８０７円、１１号給７，８９７円、１２号給７，９８７円、１３号給８，０７７円、１４号給８，１７６円、１５号給８，２７５円、１６号給８，３７４円、１７号給８，４７８円、１８号給８，５９５円、１９号給８，７０７円、２０号給８，８２０円、２１号給８，９３２円、２２号給８，９３７円</td></tr>
<tr><td>２級</td><td>１１，１００円。ただし、１号給７，８２５円、２号給７，９２０円、３号給８，０１４円、４号給８，１１３円、５号給８，２０３円、６号給８，３０２円、７号給８，４０１円、８号給８，５０</td></tr>
</table>
</td>
<td>給料の特別支援教育調整額の金額を改正するため。</td>
</tr>
</table>

改正後	現　行	備考
９２８円、１２号給９，０４９円、１３号給９，１８０円、１４号給９，２５６円、１５号給９，３２８円、１６号給９，４０５円、１７号給９，４８６円、１８号給９，５５８円、１９号給９，６３４円、２０号給９，７０６円、２１号給９，７８７円、２２号給９，８７３円、２３号給９，９５８円、２４号給１０，０４４円、２５号給１０，１１１円、２６号給１０，２０１円、２７号給１０，２９１円、２８号給１０，３８１円、２９号給１０，４６２円、３０号給１０，５８４円、３１号給１０，７０５円、３２号給１０，８２７円、３３号給１０，９４４円、３４号給１１，０７０円、	０円、９号給８，６０４円、１０号給８，７３０円、１１号給８，８５１円、１２号給８，９７３円、１３号給９，１０３円、１４号給９，１８０円、１５号給９，２５２円、１６号給９，３２８円、１７号給９，４０９円、１８号給９，４８１円、１９号給９，５５８円、２０号給９，６３０円、２１号給９，７１１円、２２号給９，７９６円、２３号給９，８８２円、２４号給９，９６７円、２５号給１０，０３５円、２６号給１０，１２５円、２７号給１０，２１５円、２８号給１０，３０５円、２９号給１０，３８６円、３０号給１０，５０７円、３１号給１０，６２９円、３２号給１０，７５０円、３３号給１０，８６７円、３４号給１０，９９３円、３５号給１１，０５６円	
付　則 この規則は、令和２年４月１日から施行する。		

（参考）

○西宮市一般職員の給与に関する条例
（昭和２６年西宮市条例第５４号）

（給料の特別支援教育調整額）
第７条の５　西宮市立特別支援学校の実習助手に対して、その職務の特殊性に基づき、給料月額の１００分の２５を超えない範囲内で教育委員会規則で定める額を給料の特別支援教育調整額として支給する。
２　前項の給料の特別支援教育調整額は、第７条、第８条の２、第１２条、第１７条、第１８条、第１９条及び第２１条の規定の適用については給料月額とみなす。

○西宮市教育委員会の所管に属する一般職員等の給与に関する規則
（昭和３６年西宮市教育委員会規則第４号）

（給料の特別支援教育調整額）
第４条　給与条例第７条の５の規定による規則で定める額は、別表第２（特別支援教育調整額の定額表）に掲げる額（短時間勤務職員の給料月額の調整額については、この表に定める額にその者の１週間当たりの勤務時間を勤務条件条例第２条に規定する規則で定める勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）で除して得た数を乗じて得た額とし、育児短時間勤務をしている職員の給料月額の調整額については、この表に定める額にその者の承認を受けた育児短時間勤務の勤務時間を正規の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、これらの額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）とする。

■兵庫県

○公立学校教育職員等の給与に関する条例（昭和 35 年 10 月 4 日条例第 45 号）

（給料の調整額）
第 14 条　職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職にある職員で人事委員会規則で定めるものには、給料月額の 100 分の 25 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を給料の調整額として支給する。

○公立学校教育職員等の給与に関する規則（昭和35年10月4日人事委員会規則第13号）

（給料の調整額）

第19条の4　条例第14条の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。

（1）　特別支援学校に勤務し、教育に直接従事することを本務とする職員

（2）　学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条に定める特別支援学級を直接担当し、主としてその学級の指導に当たる職員又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条の規定による心身の故障に応じた特別の指導を行う必要がある児童若しくは生徒に対する特別の教育課程による教育に直接従事することを本務とする職員

2　条例第14条の人事委員会規則で定める額は、前項の区分及び職務の級に応じて別表第14に掲げる額（短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間条例第3条第3項又は第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあってはその額に勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

○学校教育法

第八十一条　幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

2　小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

一　知的障害者

二　肢体不自由者

三　身体虚弱者

四　弱視者

五　難聴者

六　その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

3　前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。